

三月一日會社ハ前出正令ニ準テ不仕ノ理由ヲ歸首ニシテ（續前手當  
 三、三月一日會社ハ前出正令ニ準テ不仕ノ理由ヲ歸首ニシテ（續前手當  
 ヲテ并合資ノ額前手當ニテヤイリヨトイリノ額ニシテ會社ハ  
 本手一員未出田吉太田根四ノハ（總同盟組合會員）會社ニ前  
 ヲテトハハ以テノ根ノイ云々ニ對シテ  
 百六十圓並前出正令ニ與ヘシテ、之ノ額並工ハロニテ對シテ、之ノ  
 日海合資ノ額前出正令ニ與ヘシテ、之ノ額並工ハロニテ對シテ、之ノ  
 ニシテ日本總火災聯合會社ニ對シテ、之ノ額並工ハロニテ對シテ、之ノ  
 二、平正員未出ニシテ、之ノ額並工ハロニテ對シテ、之ノ額並工ハロニテ對シテ、之ノ  
 當社ハ日海合資會社（設立即前三十四年四月一日）イニテ、之ノ額並工ハロニテ對シテ、之ノ  
 女工 一圓 ○正發 一圓三十發 式十五發  
 男工 二圓四十一發 三圓二十五發 一圓式十五發  
 平 式 高 式 式  
 其並工費也

世目第八

財團法人協同會大阪支所

トシテ十二日分ヲ支給シタ）ノテ全職工ハ憤慨シテ三月六日ヨリ  
 罷業シタ、同日午前十時職工代表トシテ八木武松、政田敬次郎及  
 總同盟總江聯合會支部長倉本吉郎ハ會社へ行ツテ左ノ嘆願書ヲ提  
 出シ會社ノ回答ヲ求メタ

嘆 願 書

- 一、三月一日解雇シタル五名ヲ復職サレタシ
- 二、八時間労働ニ改正サレタシ（從來ハ十時間）
- 三、解雇手當ヲ左ノ通り制定サレタシ
  - イ、六ヶ月未満ニハ日給四十日分
  - ロ、一ケ年未満ニハ日給七十日分
  - ハ、一ケ年以上三ケ年以内ニ對シテハ一ケ月ヲ増ス毎ニ  
 三日分
  - ニ、三ケ年以上五ケ年以内ニ對シテハ一ケ月ヲ増ス毎ニ  
 四日分